第4章 時間利用調査と無償労働に関する貨幣評価の状況の国際比較

本章では、諸外国の無償労働の評価についての状況を把握するために実施した電子メールアンケートの結果概要について我が国の状況と比較しつつ概説する。

1. 各国に対する無償労働の貨幣評価に関するアンケートの概要

(1) アンケート調査の実施方針

諸外国の無償労働の貨幣評価の対象、方法を把握するため、近年「時間利用調査」を実施したことが判明している国を対象に、電子メールによるアンケート調査を実施した。送付先は、以下の各国の「時間利用調査」実施部局(主として統計局)及び国民経済計算担当部局である。

【実施時期】

2008年12月

【アンケート送付国(16カ国)】

アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、イギリス、フランス、ドイツ、 オーストリア、イタリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンラ ンド、韓国、タイ

【回答国(6カ国)】

アメリカ、ニュージーランド、ドイツ、オーストリア、デンマーク、フィンランド

以下では、これらの回答国に加え、アジアの国として日本、韓国の状況を文献等により 調査し、比較対象として加えた上で整理する⁵。

⁵ 日本については、時間利用は総務省『平成 18 年社会生活基本調査』における内容、無償労働の貨幣評価は、本調査研究の内容について記述した。

韓国については回答が無かったため、Tae Hee Kwon(2006), "The Currency Evaluation of the Women's Unpaid Work in Korea, 2004"の研究内容から整理した。

(2) 各国における無償労働の大きさ

アンケート回答や関連レポートから、各国における無償労働の大きさを把握できたもの について、1日当たりの無償労働時間の大きさと、無償労働の貨幣評価の対 GDP 比を示し たものが次の図表である。

1日当たり無償労働の時間は、総じて男性よりも女性の方が大きく、とりわけ日本や韓 国で男女差が大きい。

無償労働の GDP に占める大きさは、無償労働を貨幣評価する方法にも依存するため一律 的な比較は困難であるが、日本、アメリカで対 GDP 比2割前後、ニュージーランドやヨー ロッパ諸国で4割前後となっている6。

国名	推計対象年	無償労働の時間		無償労働の対 GDP 比
	推削对象平			無限力働の外のDFル
		(1日当たり)		
日本	2006年	男性有業有配偶	: 0.64 時間	17.9%(RC-G 法)
		男性無業有配偶	: 1.49 時間	~26.0%(OC 法)
		男性有配偶以外	: 0.56 時間	
		女性有業有配偶	: 4.17 時間	
		女性無業有配偶	: 6.15 時間	
		女性有配偶以外	: 1.84 時間	
韓国	2004年	全男性	: 0.47 時間	全女性分のみ。
		全女性	: 3.41 時間	13.66%(RC-G 法Ⅱ)
		うち兼業主婦	: 3.22 時間	~22.45%(RC-G 法 I)
		うち専業主婦:	5.49 時間	
アメリカ	2004年	就労男性	: 2.14 時間	18%(RC-G)
		非就労男性	: 2.71 時間	~58%(OC 法)
		就労女性	: 3.57 時間	最低賃金アプローチでは、
		非就労女性	: 4.71 時間	対 GDP 比 12%
ニュージーランド	1999年	男性	: 2.90 時間	39%(RC-G 法)
		女性	: 4.93 時間	
ドイツ	2001年	一人当たり	: 3.60 時間	43.4%(RC-G 法)
フィンランド	2001年	一人当たり	: 3.16 時間	36.1%(RC-G 法)

図表 4-1 諸外国における無償労働の大きさ

注)

[・]韓国における RC-G 法 I は、ジェネラリスト賃金として、活動別代替平均賃金を活動時間に より加重平均した値を用いた推計。RC-G法IIは、ジェネラリスト賃金として、全女性の総代替 賃金を韓国標準職業分類の「家事及び関連ヘルパー、掃除人、洗濯人」の賃金により加重平均し た値を用いた推計。

[・]ドイツ及びフィンランドは、非 SNA 家計生産額の大きさを示している。非 SNA 家計生産と は、①他の家計に対するインフォーマルな援助、②ボランティア活動、③サービスの自己勘定生 産(清掃、家の飾り付け、食事の提供、育児、病人や老人の世話、家計メンバーの移送など)を 言う。

⁶ ヨーロッパ諸国(ドイツ、フィンランド)は、非 SNA 家計生産額の大きさである。

(3) アンケート回答結果の概要

以下に、回答結果の全体的な概要について、①時間利用調査、②無償労働の貨幣評価に 分け、その概要を記す。

①時間利用調査

- ・デンマークを除き、直近調査の活動把握はアフターコード方式が採られている。
- ・米国、デンマークは原則として主たる行動のみを把握している。その他の国はながら行動も把握している。
- ・ヨーロッパ諸国については、活動基準が Eurostat, "Guidelines on harmonized European Time Use surveys"の基準に収斂しつつある模様である。
- ・米国は無償労働の定義をしていない。他の国は、コードにより無償労働の把握が可能である。

②無償労働の貨幣評価

- ・無償労働の貨幣評価の目的は、SNAで網羅されていない活動の価値を計測するため、サテライト勘定の作成のため、女性の経済への貢献を描写するため等が挙げられている。
- ・時間当たり賃金には、代替費用法ジェネラリストアプローチを主体に、他の方法も併用するケースが多い。
- ・代替費用法ジェネラリストアプローチを採る場合の対応職種は、各国でまちまちである。 「家事・レストランサービス従業者」(ニュージーランド)、「掃除業者」(デンマーク)、「家 政婦・ホームヘルパー」(フィンランド)など。
- ・無償労働の質に対するウェイト付けは、米国を除き回答各国とも行われていない。
- ・他の行動に付随する「移動」については、回答各国とも「主たる目的に関連する移動」 として捉えており、したがって主たる目的を貨幣評価するのと同じ方法によって評価して いる。

2. アンケート回答結果の詳細

以下では、時間利用調査・無償労働の貨幣評価に関するアンケートの回答結果について、 各国別の回答を紹介する。

(1) 時間利用調査

①時間利用調査における活動の把握方法

各国における時間利用調査 (Time Use Survey) での各活動の把握方法について尋ねたところ、アフターコード方式が主流であった。デンマークでは、2001 年調査ではアフターコード方式であったが、2008 年調査では、プリコード方式を採用している。また、日本はプリコード方式とアフターコード方式の併用である。

ながら行動については、アフターコード方式を採用している国では、アメリカを除き把握している(ただし、アメリカでも「保育」についてはながら行動を回答できるよう、調査票が設計されている)。プリコード方式を採用しているデンマークでは、ながら行動は把握されていない。

図表 4-2 時間利用調査における活動の把握方法

国名	時間利用調査における活動の把握方法	ながら行動の把握の有無
日本	プリコード方式とアフターコード方式の	プリコード方式は主たる活
	併用(2001 年以降。それ以前は、プリコ	動のみ、アフターコード方
	ード方式)	式では、ながら行動も含む
		(1つだけ)
韓国	アフターコード方式	含む (1つだけ)
アメリカ	アフターコード方式 (コンピュータを利用	保育はながら行動も回答で
	した電話調査):	きるよう設計されている
	インタビュアーが「睡眠」や「仕事」のよ	が、それ以外は主たる行動
	うに使用できるプレコードはあるが、基本	のみ。
	的にインタビュアーは回答者の発言をそ	2006-2008 年の飲食につい
	のまま記録し、後にコード化。詳しくは	ては、ながら行動も回答で
	www.bls.gov/tus/atususersguide.pdf	きるようになったが、補助
	http://www.bls.gov/tus/lexicons.htm.	的な質問に過ぎず、本調査
		には含まれていない。
ニュージーランド	アフターコード方式(日誌のコード化と編	含む
	集)	
ドイツ	アフターコード方式	含む
オーストリア	アフターコード方式	含む
デンマーク	プリコード方式 (2008 年調査)	含まない(2008年調査)
	アフターコード方式(2001 年調査)	含む (2001 年調査)
フィンランド	アフターコード方式	含む

②無償労働の対象となる活動

回答各国では、時間利用調査において、個々の活動はコード化されている。無償労働の 範囲には、家事、家族の世話、ボランティアなどが含まれている。なお、アメリカでは無 償労働については定義していない。

図表 4-3 回答各国における無償労働の対象活動

	因衣 4-3 四合谷国にのける無頂カ側の対象/13
国名	無償労働の対象となる活動
日本	a.家事(a-1 炊事、a-2 掃除、a-3 洗濯、a-4 縫物・編物、a-5 家庭雑事)
	b.介護・看護
	c.育児
	d.買物
	e.社会的活動
韓国	4 家事(41 食事の用意,42 衣類関係,43 掃除/整理整頓,44 屋内整理整
	頓, 45 買物, 46 家事管理, 49 その他関連交通)
	5家族の世話(51未就学児童の世話, 52就学児童の世話, 53その他関連
	交通)
	6 ボランティア (61 ボランティア, 64 関連交通)
アメリカ	時間利用調査実施主体の労働統計局では無償労働を定義していない。
	ただし、非市場家計生産額を推計した商務省では、非市場家計生産とし
	て、①調理、②清掃、③家計管理事務、④ペットの世話、庭の手入れ、
	⑤育児、⑥買い物、⑦サービス(パーソナルケア、家計サービス、国民
	義務等)、⑧家計関連の移動、⑨家計のヘルスケアと援助
ニュージーランド	(次頁の表を参照)
ドイツ	コード化するための全ての行動が行動リストに記載されている。
オーストリア	各種の公式非公式の自発的活動(赤十字活動、隣人の援助など)、家事、
	育児、他の世帯の人のケア、家財や車の修理など。
デンマーク	・買物やお使い・病院、歯科、役所の訪問・買物や訪問のための移動
	・料理・片付け・炊事・掃除・洗濯・他の仕事・他の実用仕事
	・園芸・家事や日曜大工などに関する運動・子供を連れての外出
	・子供の世話など・子供に本を読み聞かせること・家族の世話
フィンランド	1999-2000 版の無償労働の対象となる活動は、3 つの大分類とコード
	41-42 の行動で分類されている。
	http://www.stat.fi/tk/el/kva_en.pdf
	Harmonised European Time Use Surveys(HETUS)のガイドライン
	https://www.testh2.scb.se/tus/tus/doc/KS-CC-04-007-EN.pdf も参照。

<ニュージーランドにおける無償労働の対象活動>

- 0400 分類できない家事
- 0410 食事の準備や片付け
- 0411 保存や醸造
- 0412 食事や軽食の準備や片付け
- 0420 屋内の掃除、洗濯や衣服に関わること
- 0421 屋内の掃除
- 0422 洗濯や衣服に関わること
- 0430 庭の整備、動物の世話
- 0431 食用植物の世話
- 0432 ペットを除いた動物の世話
- 0433 他の庭の整備やペットの世話
- 0440 家の補修
- 0441 家の修理や改善
- 0442 暖房器具、水周りの維持
- 0443 乗り物の整備
- 0449 その他の家の補修
- 0451 家計の運営
- 0461 家計の財の生産
- 0471 自家消費のための食品の調達
- 0488 家事に伴う移動
- 0499 その他の家事
- 0500 家族の世話
- 0511 身体的な家族の世話
- 0521 利用可能な家族の世話
- 0531 家族と遊ぶ
- 0541 家族に勉強を教える
- 0551 家族の教育活動の手助け
- 0588 家族を運んだり手助けするための移動
- 0599 分類できない家族を運んだり手助けするための移動
- 0600 家族のための商品・財の買出し
- 0610 商品・財の買出し
- 0611 公共医療サービスを受ける
- 0612 医療行為を受けるまでの待機
- 0613 商品・財の買出し(公共医療サービスを除いた)
- 0688 商品・財の買出しに関連する移動
- 0700 家の外での無償労働
- 0710 無償労働 (formal)
- 0711 管理 (formal)
- 0712 訓練や資金集め (formal)
- 0713 サービスの支給 (formal)
- 0718 無償労働に関する移動 (formal)
- 0719 その他の無償労働 (formal)
- 0720 無償労働 (informal)
- 0721 家族ではない人の運搬 (informal)
- 0722 家族ではない人の手助け (informal)
- 0728 無償労働に関する移動 (informal)
- 0729 その他の無償労働(informal)

③従来の時間利用調査からの活動把握の変化の有無とその理由

回答各国では、時間利用調査において、近年、活動把握については大きな変更は行われていない。

ョーロッパ各国の時間利用調査における活動は、Eurostat, "Guidelines on harmonised European Time Use Surveys"に沿った分類に収斂しつつある。

図表 4-4 従来の時間利用調査からの活動把握の変化の有無

四次・・ に不の時間が川崎直がりの石幼に佐 の女にの日末		
従来の時間利用調査からの活動把握の変化の有無		
・2001年よりプリコード方式とアフターコード方式を併用(それ以前は		
プリコードのみ)。		
・1986年までは「介護・看護」のカテゴリーなし。(1991年より追加)		
・社会的活動等の種類を 2001 年調査から細分化。		
_		
・ATUS (American Time Use Survey)は 2003 年から継続的に調査が行		
われており、調査に関する変更事項などは以下を参照。		
http://www.bls.gov/tus/changes.pdf		
・活動に関する変化は小さいが、詳しくは以下を参照。		
http://www.bls.gov/tus/lexiconchanges.pdf		
次の時間利用調査は 2010 年に行われ、2011 年に公表される予定。活動		
の分類がいくつか変更される。ただ、2009年にテストされるので、あま		
り大きな変更にはならない可能性がある。		
ヨーロッパの時間利用調査に合わせた分類方法が取り入れられた。		
Eurostat から発行されている「活動コードガイドライン」に適応するよ		
う試みている。		
なし。		
以前の 1987-88 の調査では国の基準で行っていたが、ヨーロッパのガイ		
ドラインにしたがって行うようになった。		

④時間利用調査の設計概要

各国とも時間利用調査は、センサスデータ等を基に抽出した世帯を対象に、連続する2 日以上を記録することによって実施されている。

図表 4-5 時間利用調査の設計概要

	図表 4-5 時間利用調査の設計概要
国名	時間利用調査の設計概要
日本	・調査対象は、国勢調査区から選定した全国 6,696 調査区から、プリコ
	ード方式7万6千世帯、アフターコード方式4千世帯。10歳以上の世
	带員約 20 万人。
	・調査は 10 月 20 日現在。ただし、生活時間については、10 月 14 日か
	ら22日までの連続する2日間を調査区毎に指定。
韓国	・2000 年人口住宅センサスから 850 調査区各 15 世帯を選出。10 歳以上
	の世帯員全員が 2004 年 9 月 2 日から 13 日までの連続する 2 日につい
	て記入。都合 12,750 世帯 32,191 人が対象。
	・活動は第一階層で9、第二階層で 50、第三階層で 137 に分類される。
	<第一階層の内訳>
	1.個人的ケア、2.仕事、3.勉強、4.家事、5.家族の世話、
	6.社会参加活動・ボランティア、7.余暇活動、8.移動(目的別)、9.その他
アメリカ	・特定の機関に属さない 15 歳以上の市民を対象に調査を行っている。
	・2003年から今日まで調査が行われており、2007年の調査報告が最新。
	①Current Population Survey(アメリカの労働力調査)の最後の月(8
	ヶ月目)に報告した家計を抽出。
	②その家庭に属する 15 歳以上の人間を抽出。
	③選ばれた人間に対して、いつインタビューするか曜日を割り振る。
	※毎月約2,000人がサンプルとして選ばれている。
	以上の3段階を経てサンプルが抽出される。詳しくはATUSユーザーガ
	イドの第3章を参照。 http://www.bls.gov/tus/atususersguide.pdf.
ニュージーランド	・データ収集は 1998 年 7月 - 1999 年 6 月までの 12 ヶ月。12 歳以上のお
	よそ 8,500 人のニュージーランド人が 2 日分の日誌をつけた。
	・最初の結果は 1999 年 12 月に発表された。国内居住者で、組織に属し
	ておらず、個人の家庭に住んでいる 12 歳以上が対象。ニュージーラン
	ド統計局の世帯調査と定義は同じで、以下の者は除かれる。
	- 高齢者の家、病院、精神病院に長期滞在している者。
	- 刑務所の受刑者
	- 他の私的でない施設の居住者
	- 軍隊の隊員
	- 海外の外交官
	- 海外からの渡航者で、ニュージーランド居住が1年未満の者
	- ワイヘキ島以外の沖合いの島に住んでいる者
ドイツ	・5,400 世帯の 10 歳以上の 12,600 人、37,700 部の日誌(一人につき 3
	日間ずつ行動を記録した日誌)。
	・国民経済計算のサテライト勘定では、12歳以上が対象だが、基本的に
	は10歳以上を対象としている。
	・フィールドワークは 2001 年 4 月から 2002 年 3 月まで継続的に行われ

	た。全国が調査対象。家庭に対するアンケート、個人に対するアンケー
	ト、行動を記録した日誌を用いて調査を行った。
オーストリア	・時間利用調査は、これまでに 1981 年と 1992 年に実施された。
	・最新の時間利用調査は、連邦女性・メディア・公共サービス担当大臣
	名で 2008 年 3 月から 2009 年 2 月にかけ実施されている。調査では、10
	歳以上の個人約8,000人が、1日のうち15分以上を費やした行動を記録
	するよう要請されている。調査への参加はボランタリーである。調査結
	果は 2009 年の秋頃に利用可能となる予定である。
デンマーク	・time use survey2001 : 2,076 の個人や家庭の 65,189 の日誌、16-74
	歳、2001年の春と秋、デンマーク全土(デンマーク統計局によって抽
	出された 4,164 のサンプル)
	・time use survey 2008 : まだ実行されてはいないが、 $6,500$ の個人の
	160,000 の日誌を使用する予定
フィンランド	下記 URL を参照。
	https://www.testh2.scb.se/tus/tus/Introduction3.html#Part2
	(HETUS (Harmonised European Time Use Surveys)のデータベー
	スでは、15 のヨーロッパの国々の情報を得ることが出来る。)

⑤時間利用調査を基にした無償労働の貨幣評価の実施の有無

時間利用調査を用いて政府自らが無償労働の貨幣評価を実施しているのは、日本、アメリカ、ニュージーランド、ドイツ、デンマーク、フィンランドの6ヶ国であった。

また、韓国でも、民間の研究者の手により、女性の無償労働についての貨幣評価が実施されている。

図表 4-6 時間利用調査を基にした無償労働の貨幣評価の実施の有無

国名	時間利用調査を基にした無償労働の貨幣評価の実施の有無
日本	・1997 年度
	・2008 年度
韓国	韓国政府としては実施していないが、大学の研究者によって、女性の無
	償労働の評価を実施。
アメリカ	労働統計局には、無償労働の貨幣評価を行う計画はないが、商務省の経
	済分析部が、時間利用調査を用いた無償労働評価に関する研究を行った。
	http://www.bea.gov/papers/pdf/Landefeld_Nonmarket_Production_AT
	US.pdf
ニュージーランド	・1999 年の時間利用調査を基に 2001 年に発行された『Measuring
	unpaid work in New Zealand 1999』ではジェネラリストアプローチを
	利用。
	• 『A Non-profit Institutions Satellite Account for the reference year
	2004』(NPISA) は 2007 年に発行され、時間利用調査のデータも用いて
	いる。このサテライト勘定では、非営利機関の行動による形式的な無償
	労働の評価しか行っていない。
ドイツ	無償労働の量を調査し、いくつかの異なる方法で貨幣評価も行っている。
オーストリア	推計していない。理論的には無償労働の貨幣評価を行うことは可能であ
	るが、そのような公的要請がない。外部の調査機関がこのような推計を
	行うことは可能である。
デンマーク	・無償労働の貨幣評価は 1964、1975 年、1987 年に行われた(時間利用
	調査については、もっと以前に行われていた)。 2009 年春に最新の時間
	利用調査が終わるので、2001年調査、2008年調査についても無償労動
	の貨幣評価が行われるだろう。
	Bonke, J. (1992) Distribution of Economic Resources - Implications of
	Including the Household Production. Review of Income and Wealth.
	Series 38, no 3. September 1992. 1992.
	· Bonke, J. (1987). Husholdningernes økonomi. (The Household
	Economy). Nationaløkonomisk Tidsskrift, vol 125, no. 2, pp. 223-233.
	1987
フィンランド	推計している。

(2) 無償労働の貨幣評価⁷

①無償労働の貨幣評価を行う目的

無償労働の貨幣評価を行っている国において、その目的は概ね以下の2点に大別される。

- ·SNA のサテライト勘定整備のため。
- ・無償労働の多くを担っている女性の経済活動への貢献を明示するため。

図表 4-7 無償労働を貨幣評価する目的

	四久 すり 一点 使力制 と 負 中町 囲 する 口 印
国名	無償労働を貨幣評価する目的
日本	1996年度以来のアップデートのため。
	・SNA サテライト勘定整備のため。
	・欧米各国で無償労働に対する認識が高まっているため。
	・少子高齢化の進展により、育児や介護等の無償労働の役割が大きくな
	るため。
韓国	男女間で投入時間の差が大きい家事やボランティアなどの無償労働につ
	いて、韓国の全女性による活動の評価額を推計し、政策立案や国際比較
	分析に供するため。
アメリカ	家計生産に関するサテライト勘定を更新し、これらが経済成長全体や、
	女性の労働参加増加のインパクト、投資や支出における家計の役割、ビ
	ジネスサイクルへの家計生産の役割についてのわれわれの理解を向上さ
	せるため。
ニュージーランド	SNA は市場の行動を既に網羅しているが、市場を介さない活動について
	は、市場価値が目に見える経済フローとストックに限られている。
	ごく一部の無償労働は SNA に含まれているが、大部分は評価されないま
	ま。多くの評価されていない無償労働に経済価値を置くことが目的であ
	る。
ドイツ	①長期の厚生計算に無償労働を含めるため。また、市場を介す財と介さ
	ない財の間のシフトを分析するため。
	②目に見える形で無償労働の経済分析を行うため。
オーストリア	貨幣評価はしていない。
デンマーク	①SNA システムで見失っているものを示すため。
	②女性の経済への貢献を描写するため。
フィンランド	家計のサテライト勘定を計算するため。

韓国については回答が無かったため、Tae Hee Kwon(2006), "The Currency Evaluation of the Women's Unpaid Work in Korea, 2004"の研究内容を整理した。

アメリカについては無償労働の貨幣評価の問いに対する回答が無かったため、商務省経済分析部による以下の研究内容を整理した。J. Steven Landefeld, Barbara M. Fraumeni, and Cindy M. Vojtech (2005), "Accounting for Nonmarket Production: A Prototype Satellite Account Using the American Time Use Survey"

(http://www.bea.gov/papers/pdf/Landefeld Nonmarket Production ATUS.pdf) オーストリアは、無償労働の貨幣評価を実施していない。

⁷日本については、本調査研究における内容を記述した。

②無償労働の貨幣評価を行う際のアプローチ方法

無償労働を貨幣評価している国では、評価方法として単一の方法に依るのではなく、

- 1) 機会費用法
- 2) 代替費用法スペシャリストアプローチ
- 3) 代替費用法ジェネラリストアプローチ

を併用している場合が多い。単一のアプローチ方法に依っているのは、ニュージーランド とフィンランドであり、いずれの場合も代替費用法ジェネラリストアプローチを用いてい る。

図表 4-8 無償労働の貨幣評価を行う際のアプローチ方法

	74-8 無頂方側の具常評価を行う際のアプローテ万法
国名	無償労働の貨幣評価を行う際のアプローチ方法
日本	・以下の3通りで推計
	1) 機会費用法
	2) 代替費用法スペシャリストアプローチ
	3) 代替費用法ジェネラリストアプローチ
韓国	・代替費用法スペシャリストアプローチ、
	・代替費用法ジェネラリストアプローチ(二種類)
	・総機会費用法
	・純機会費用法
	・合成法(二種類)
	の計7種類
アメリカ	・代替費用法ジェネラリストアプローチ
	・代替費用法スペシャリストアプローチ
	・代替費用法スペシャリストアプローチ質調整
	・機会費用法
	・最低賃金アプローチ
ニュージーランド	・2001 年公表版(推計対象 1999 年)では、代替費用法ジェネラリスト
	アプローチを採用。
	・非営利機関サテライト勘定では代替費用法ジェネラリストアプローチ
	と代替費用法スペシャリストアプローチの賃金水準をミックスした。
ドイツ	・代替費用法スペシャリストアプローチ、ジェネラリストアプローチ及
	びその他の方法に類似した方法を用いた(全従業者の平均賃金に基づく
	価値評価)。
	・国民経済計算に含まれている活動(家庭の雇用者、所有者が居住する
	住居、市場を介さない私的な家庭で生産された農産物など)については、
	アウトプット法として、国民経済計算の結果を用いる。
オーストリア	_
デンマーク	以下の文献内の方法を参照。
	Bonke, J. (1995). Faktotum - husholdningernes produktion. (Factotum -
	Household Production). Ph.Ddissertation. University of Copenhagen, Institute
	of Economics. Socialforskningsinstituttet 95:11. København. 1995.
フィンランド	代替費用法ジェネラリストアプローチ

③時間単価の考え方

無償労働の貨幣評価を行う際の時間単価の考え方については、各国とも機会費用法を用いる場合は全従業員の時間単価、代替費用法スペシャリストアプローチを用いる場合は、それぞれの無償労働に相当する市場労働の時間単価を採用している。

代替費用法ジェネラリストアプローチを用いる場合は、ジェネラリストとして家事サービス、家政婦、ホームヘルパー等の時間単価を用いる場合が多いが、デンマークでは掃除業者の時間単価を用いている。

図表 4-9 無償労働の貨幣評価を行う際の時間単価の考え方

国名	#
日本	・機会費用法は、「賃金構造基本統計調査」の産業計、男女別・年齢階層
	別の一人当たり時間給を利用。
	(一人当たり時間給=月間所定内給与額/月間所定内実労働時間)
	・代替費用法スペシャリストアプローチは、厚生労働省「賃金構造基本
	調査」の職業別一人当たり時間給を利用。(一人当たり時間給=月間所定
	内給与額/月間所定内実労働時間)
	・代替費用法ジェネラリストアプローチ法は、社団法人日本臨床看護家
	政協会が平成8年度に実施した一般在宅勤務者(家事援助サービス)の
	賃金実態調査の結果(1996年:880円/時間)を用い、その後の厚生労
	働省「賃金構造基本統計調査」の「その他の生活関連サービス業」の賃
	金率の伸び率で延長した値を利用している(2006年:973.0円/時間)。
韓国	・総機会費用法は、年齢別の総平均市場賃金率
	・純機会費用法は、総機会費用から労働関連経費と税を差し引く。
	・合成法は、各方法で算出される平均賃金の総賃金に対する割合をウェ
	イトとした加重平均賃金。
	・代替費用法スペシャリストアプローチは、家事、家族の世話、奉仕活
	動等の無償労働活動別に韓国職業分類の職業に代替。
	・代替費用法ジェネラリストアプローチは、活動別の代替平均賃金を活
	動時間により加重平均
アメリカ	・機会費用法では、全労働者の平均賃金を用いている。
	・代替費用法スペシャリストアプローチは、家計生産活動の時間利用を
	11 業種の時給に対応させている。
	・参考値として、最低賃金による評価も実施。
ニュージーランド	・代替費用法ジェネラリストアプローチでは、ニュージーランド職業区
	分(NZSCO)コード 512 の、「家事とレストランサービス従業者」を採用。
	・非営利機関サテライト勘定では、活動に合わせて、114 「特別な株式
	組織の管理者」、41「事務員」、336「作家、芸術家、タレント、スポー
	ツ選手」、741「食物、それに関連する加工貿易労働者」、513「個人医療
	者」、512 及び 513「個人医療者、家事及びレストランサービス従業者」
L* / W/	のコードが用いられた。
ドイツ	・機会費用法では、全従業者の平均賃金に基づいて価値評価を行う。
	・代替費用法ジェネラリストアプローチでは、家庭の無償労働の広い範囲なこれよまになる社長の係る
	囲をこなす責任ある社員の賃金。

	・代替費用法スペシャリストアプローチでは、21 の異なる職業賃金(調理
	師、家政婦、掃除人、仕立屋、画家、保育園の教師など)
オーストリア	_
デンマーク	・代替費用法ジェネラリストアプローチでは、掃除業者の賃金
	・代替費用法スペシャリストアプローチでは、他の相当する職種の賃金
フィンランド	・代替費用法ジェネラリストアプローチでは、家政婦/ホームヘルパー(職
	業規格の国際分類-ISCO コード 51331)の賃金

④無償労働の品質に対するウェイト付け

無償労働の貨幣評価を行うに際しては、代替費用法スペシャリストアプローチでは、無償労働を貨幣評価する際、専門家の賃金を用いる。これは、トーストを作る際の一般的な人間の生産性を、プロの調理人と同等とする考え方である。しかし、専門家の賃金を、一般人の低い生産性を反映するよう調整すべきだという議論がある。米国 National Research Council のパネルスタディ Abraham and Mackie(2005), "Beyond the Market: Designing Nonmarket Accounts for the United States"でも、家計生産と市場生産の技術と成果の差分を、品質調整するべきとの考え方が示されている。

各国に対して、このような考え方を採っているかどうかを尋ねたところ、各国とも品質についての調整は行っていないケースが多かった。回答国の中ではアメリカのみ、品質調整を行う場合と行わない場合の両方法にて推計している。品質調整を行う場合、その程度は活動内容によって異なり、調理では専門家賃金率の75%、掃除では80%であるのに対して、育児、買物等では専門家と同等の賃金率を用いている。

図表 4-10 無償労働の品質に対するウェイト付け

国名	無償労働の品質に対するウェイト付け
日本	なし
韓国	なし
アメリカ	品質調整を行う場合と行わない場合の両方法にて推計している。
ニュージーランド	なし
ドイツ	なし
オーストリア	
デンマーク	なし
フィンランド	なし

⑤無償労働に付随する「移動」の捉え方及びその評価方法

移動には、ボランティア活動を行うための移動など、主たる行動目的に付随する移動と、 ドライブや子どもの送り迎えなど、移動そのものを行動目的とする移動がある。

そこで、主たる行動に付随する移動を、移動そのものを目的とする場合と同じ賃金率で評価しているか、主たる行動に付随する移動として主たる行動と同じ賃金率で評価しているかを尋ねた。回答結果からは、各国とも主たる目的に付随する行動として捉え、主たる行動と同じ賃金率で評価していることが分かる。

図表 4-11 無償労働に付随する「移動」の捉え方及びその評価方法

国名	無償労働に付随する「移動」の捉え方及びその評価方法
日本	・プリコード方式では、無償労働としての「移動」のカテゴリーは存在
	しない。よって推計の対象外。
	・アフターコード方式では、「主たる行動に付随する移動」として「主た
	る行動」の貨幣価値で評価している。
	・なお、「子どもの送迎」は、移送そのものが目的となるため、「タクシ
	一運転手」と「用務員」の単純平均値で評価している。
韓国	・明示されていない。
アメリカ	・明示されていない。
ニュージーランド	・「主たる目的に関係した移動」として、「滋養」、「世話」、「居住」、「洗
	濯/着衣」などの根源的活動分類に合わせる。
	・代替費用法ジェネラリストアプローチの賃金率が用いられる。
ドイツ	・主たる目的と関連する行動として分類し、無償労働のための移動のみ
	を家庭の生産物として推計した。
	・移動を補助的活動とみなし、主たる目的(行動)の貨幣価値を用いて
	いる。
オーストリア	
デンマーク	・主たる目的に関連する移動として分類している。
	・主たる目的を評価するのと同じ評価方法を用いている。
フィンランド	・主たる目的に関連する移動として分類している。
	・主たる目的を評価するのと同じ評価方法を用いている。

3. <参考>アンケート調査票(和文)

時間利用調査と無償労働の貨幣評価に関する調査票

- < 1. 時間利用調査に関する質問>
- 1-1. あなたの国で実施時間利用調査における活動把握は、プリコード方式ですか、アフターコード方式ですか。それとも両者の併用ですか。
- 1-2. 活動把握は、主たる活動のみですか、それとも同時に行っていた活動(ながら行動)も把握していますか。
- 1-3. 無償労働の対象としている労働にはどのような活動がありますか。すべて列挙してください。
- 1-4. 最新の時間利用調査における活動把握では、従来の時間利用調査の活動把握から変更点はありますか。あるとすれば、それはどのような点ですか。また、その変更の理由は何ですか。具体的にご記入下さい。
- 1-5. 時間利用調査のサンプル数、調査対象年齢、調査対象月日・曜日、調査対象地域など、調査設計を具体的にご記入下さい。
- 1-6. 差し支えなければ、参考までに調査票を送付して頂けないでしょうか。
- 1-7. あなたの国では、この時間利用調査を利用して、無償労働の貨幣評価を推計されていますか。推計されていない場合、今後、その予定はありますか。

以下の質問は、無償労働の貨幣評価を実施している国のみお答え下さい。

- < 2. 無償労働の貨幣評価に関する質問>
- 2-1. 無償労働の貨幣評価を推計する目的は何ですか。
- 2-2. 無償労働の貨幣評価を時間利用調査を基に推計している場合、時間当たり賃金の捉え方は、

- ①機会費用法を用いているのでしょうか。
- ②代替法スペシャリストアプローチを用いているのでしょうか
- ③代替法ジェネラリストアプローチを用いているのでしょうか
- ④上記以外のその他の方法を用いているのでしょうか。

2-2-1.

①機会費用法または、④その他の方法を用いている場合、その詳細をお答え下さい。

2-2-2.

代替法スペシャリストアプローチを採っている場合、各無償労働に対応させている専門職種は何でしょうか。質問 1-3 でリストアップされたすべての無償労働についてお答え下さい。また、代替法ジェネラリストアプローチの場合は、対応職種は何でしょうか。

2-3. 貨幣評価の際には、家計が行う無償労働の「質」に対して、支払意思額や主観等による何らかのウェイト付けを行っていますか。

2-4. 無償労働の貨幣評価として、機会費用法や代替法以外のアプローチ (output approach) を用いた推計は実施されていますか。実施されている場合、無償労働の output としてどのような産出量、市場価格を用いていますか。

特に移動に関して、

2-5-1. 他の行動に付随する「移動」については、「主たる目的に関連する移動」として分類 しているのでしょうか。それとも、移動を単独で分類しているのでしょうか。

2-5-2. 無償労働として「主たる目的に関連する移動」を金銭評価する場合、移動を代替する市場財に置き換えて評価しているのでしょうか。それとも、主たる目的の一部として、主たる目的と同じ方法で評価しているのでしょうか。

すなわち、「子どもの送り迎えのための移動」という無償労働を評価する場合、例えば「タクシー運転手の賃金」で評価しているのでしょうか。それとも「子どもの世話」を評価する方法と同じ方法—例えば、代替法ジェネラリストアプローチ—で評価しているのでしょうか。

2-6. 最新の推計による報告書を送って頂けないでしょうか。